

株式会社 迫広砕石
代表取締役 迫広 進矢 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局技術管理課)



再生砕石の使用承認書

令和 7 年 9 月 12 日付けで申請のありました、貴工場の再生砕石（RC-40、RC-30、RM-40 及び RM-30）の本市所管工事における使用については、次のとおり承認します。

1. 承認する内容

別紙添付図書のとおり

2. 承認の条件

- (1) 「再生砕石の使用承認基準」(別添)を遵守すること。
- (2) 有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までとする。
- (3) 受入基準及び受入期間等、申請内容を変更しようとする場合は、1ヶ月前までに技術管理課まで通知すること。
- (4) 貴施設周辺の道路においては、貴社の責任において清掃等の環境保全につとめること。
- (5) 本市職員が履行確認等のため貴施設内へ立ち入る際は、速やかに立ち入れるようにすること。
- (6) 次の項目のいずれかに該当する場合は、貴施設へのコンクリート廃材等の搬出を中止するものとする。
 - ① 申請書の記載内容に虚偽の記載があった場合
 - ② 申請書の記載場所以外に流用もしくは搬出する行為を行った場合
 - ③ 他法令に違反する等、不正な行為を行った場合
 - ④ その他本市において、コンクリート廃材等を搬出する必要がなくなったと認めた場合
- (7) 産業廃棄物処分業の許可を更新した場合は、産業廃棄物処分業の許可証の写しを技術管理課まで提出すること。